

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第 号）（抄） [傍線部分は修正部分]

修正後	原案
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する措置等（第四条―第十八条）</p> <p>第三章 雑則（第十九条―第二十三条）</p> <p>第四章 罰則（第二十四条―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、商品役務等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ず</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する措置等（第四条―第十六条）</p> <p>第三章 雑則（第十七条―第二十二條）</p> <p>第四章 罰則（第二十三条―第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラット</p>

ることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品役務等」という。）を提供しようとする者の当該商品役務等に係る情報を表示することを常態とするもの（次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。）を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する役務をいう。

一 当該役務を利用して商品役務等を提供しようとする者（以下この号及び次号において「提供者」という。）の増加に伴い、当該商品役務等の提供を受けようとする者（以下この号及び附則第三条第三項において「被提供者」という。）の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者

プラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品等」という。）を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの（次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。）を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する役務をいう。

一 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者（以下この号及び次号において「提供者」という。）の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者（以下この号において「被提供者」という。）の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の便益が著しく増進され、これ

の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係

二 〔略〕

2 〔略〕

3 この法律において「商品役務等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品役務等を提供する目的で利用する者をいう。

4 この法律において「一般利用者」とは、商品役務等提供利用者以外の利用者をいう。

5・6 〔略〕

(基本理念)

第三条 デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上について責任を果たすことを基本とし、国の適切な関与その他の規制を行うこと及びデジタルプラットフォーム提供者と商品役務等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

により提供者が更に増加する関係

二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいう。

4 この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいう。

5・6 〔同上〕

(基本理念)

第三条 デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとするによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行

(特定デジタルプラットフォーム提供者の指定)

第四条 経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品役務等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

2 [略]

3 第一項の政令で定める事業の区分及び規模は、デジタルプラットフォームが国民生活において広く利用されている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況も踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者と商品役務等提供者との間の取引の実情及び動向並びにこの法律に基づく商品役務等提供者の利益の保護の必要性(他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を含む。)を勘案し、前条の基本理念にのっとり、定めるものとする。

われなければならない。

(特定デジタルプラットフォーム提供者の指定)

第四条 経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

2 [同上]

3 第一項の政令で定める事業の区分及び規模は、デジタルプラットフォームが国民生活において広く利用されている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況も踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供者との間の取引の実情及び動向並びにこの法律に基づく商品等提供者の利益の保護の必要性(他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を含む。)を勘案し、前条の基本理念にのっとり、同項の規定による指定が必要な

最小限度の範囲に限って行われるよう定めるものとする。

(特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示)

第五条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者(特定デジタルプラットフォームフォームを利用するものに限る。以下この項、第十條第四項並びに第十一條第一項及び第二項において同じ。)に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件(以下この条、次條第一項及び第九條第四号において「提供条件」という。)を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、経済産業省令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる者に対して特定デジタルプラットフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として当該各号に定める事項を開示しなければならない。

一 商品役務等提供利用者(特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この条、第七條第一項及び第三項、第九條第一号及び第四号、第十三條第三項並びに第十四條第一号及び第二号において同じ。) 次に掲げる事項

イ [略]

ロ 当該特定デジタルプラットフォームの提供に併せて商品役

(特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示)

第五条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者(特定デジタルプラットフォームフォームを利用するものに限る。以下この項、第九條第四項並びに第十條第一項及び第二項において同じ。)に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件(以下この条及び次條第一項において「提供条件」という。)を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、経済産業省令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる者に対して特定デジタルプラットフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として当該各号に定める事項を開示しなければならない。

一 商品等提供利用者(特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この条、第七條第一項及び第三項、第十二條第三項並びに第十三條第一号及び第二号において同じ。) 次に掲げる事項

イ [同上]

ロ 当該特定デジタルプラットフォームの提供に併せて商品等

務等提供利用者に対して自己の指定する商品若しくは権利を
購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受
けることを要請する場合におけるその内容及び理由

ハ 当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場
において、一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用
するものに限る。以下この条及び第九条第三号において同
じ。）が検索により求める商品役務等に係る情報その他の商品
役務等に係る情報に順位を付して表示する場合における、当
該順位を決定するために用いられる主要な事項（商品役務等
提供利用者からの当該特定デジタルプラットフォーム提供者
に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該順位に
影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）

ニ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品役務等提
供データ（商品役務等提供利用者が提供する商品役務等の売
上額の推移に係るデータその他の当該商品役務等提供利用者
が提供する商品役務等に係るデータをいう。以下このニ及び
ホにおいて同じ。）を取得し、又は使用する場合における当該
商品役務等提供データの内容及びその取得又は使用に関する
条件

ホ 商品役務等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォー
ム提供者の保有する商品役務等提供データを取得し、又は当

提供利用者に対して自己の指定する商品若しくは権利を購
入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受け
ることを要請する場合におけるその内容及び理由

ハ 当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場
において、一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用
するものに限る。以下この条において同じ。）が検索により求
める商品等に係る情報その他の商品等に係る情報に順位を付
して表示する場合における、当該順位を決定するために用い
られる主要な事項（商品等提供利用者からの当該特定デジタ
ルプラットフォーム提供者に対する広告宣伝の費用その他の
金銭の支払が、当該順位に影響を及ぼす可能性がある場合に
は、その旨を含む。）

ニ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供デ
ータ（商品等提供利用者が提供する商品等の売上額の推移に
係るデータその他の当該商品等提供利用者が提供する商品等
に係るデータをいう。以下このニ及びホにおいて同じ。）を取
得し、又は使用する場合における当該商品等提供データの内
容及びその取得又は使用に関する条件

ホ 商品等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォー
ム提供者の保有する商品等提供データを取得し、又は当該特定デ

該特定デジタルプラットフォーム提供者をして当該商品役務等提供データを他の者に提供させることの可否並びに当該商品役務等提供データの取得又は提供が可能な場合における当該商品役務等提供データの内容並びにその取得又は提供に関する方法及び条件

へ 商品役務等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対して苦情の申出又は協議の申入れをするための方法

ト イからへまでに掲げるもののほか、商品役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項

二 一般利用者 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品役務等購入データ（一般利用者による商品役務等に係る情報の検索若しくは閲覧又は商品役務等の購入に係るデータをいう。以下このロにおいて同じ。）を取得し、又は使用する場合における当該商品役務等購入データの内容及びその取得又は使用に関する条件

ハ 〔略〕

デジタルプラットフォーム提供者をして当該商品等提供データを他の者に提供させることの可否並びに当該商品等提供データの取得又は提供が可能な場合における当該商品等提供データの内容並びにその取得又は提供に関する方法及び条件

へ 商品等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対して苦情の申出又は協議の申入れをするための方法

ト イからへまでに掲げるもののほか、商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要なものとして経済産業省令で定める事項

二 一般利用者 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等購入データ（一般利用者による商品等に係る情報の検索若しくは閲覧又は商品等の購入に係るデータをいう。以下このロにおいて同じ。）を取得し、又は使用する場合における当該商品等購入データの内容及びその取得又は使用に関する条件

ハ 〔略〕

<p>3 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる行為を行うときは、当該行為の相手方に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合は、この限りでない。</p> <p>その他の経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 商品役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件によらない取引の実施の要請 その内容及び理由</p> <p>二 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶（当該提供の全部を拒絶する場合を除く。） その内容及び理由</p> <p>三 〔略〕</p> <p>4 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる行為を行う場合は、当該行為の相手方に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該行為を行う日以前の経済産業省令で定める日までに、当該各号に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合は、他の経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 商品役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件の変更 その内容及び理由</p>	<p>3 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる行為を行うときは、当該行為の相手方に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合は、この限りでない。</p> <p>その他の経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件によらない取引の実施の要請 その内容及び理由</p> <p>二 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶（当該提供の全部を拒絶する場合を除く。） その内容及び理由</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>4 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の各号に掲げる行為を行う場合は、当該行為の相手方に対し、経済産業省令で定めるところにより、当該行為を行う日以前の経済産業省令で定める日までに、当該各号に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合は、他の経済産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件の変更 その内容及び理由</p>
--	---

二 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品
役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォーム
の提供の全部の拒絶 その旨及び理由

5
〔略〕

(特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置)

第七条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプ
ラットフォーム提供者と商品役務等提供利用者との間の取引関係
における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければ
ならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定に基づき特定デジタルプラットフ
ォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施
に資するために必要な指針（以下この条及び第十条第二項におい
て単に「指針」という。）を定めるものとする。

3 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定デジタルプラットフォーム提供者と商品役務等提供利用
者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要
な措置に関する基本的な事項

二 商品役務等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの
提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手
続の整備に関する事項

二 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品
等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提
供の全部の拒絶 その旨及び理由

5
〔同上〕

(特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置)

第七条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプ
ラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係にお
ける相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければなら
ない。

2 経済産業大臣は、前項の規定に基づき特定デジタルプラットフ
ォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施
に資するために必要な指針（以下この条及び第九条第二項におい
て単に「指針」という。）を定めるものとする。

3 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との
間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措
置に関する基本的な事項

二 商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの
提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手
続の整備に関する事項

三 特定デジタルプラットフォームについての商品役務等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品役務等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項

四 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品役務等提供利用者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品役務等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項

4～6 〔略〕

〔特定デジタルプラットフォーム提供者の遵守事項〕

第九条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は自己が株主若しくは役員である会社が商品役務等提供利用者と国内において競争関係にあることを理由として、当該商品役務等提供利用者に対して当該特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶すること。

二 自己の指定する商品若しくは権利を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを条件として、当

三 特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項

四 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項

4～6 〔同上〕

〔新設〕

該特定デジタルプラットフォームを提供すること。

三 不当に一般利用者を自己又は自己が株主若しくは役員である会社と取引するように誘引する目的をもって、当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場において、一般利用者が検索により求める商品役務等に係る情報その他の商品役務等に係る情報に順位を付して表示する場合における、当該順位を決定するために用いられる事項を設定し、又は変更すること。

四 商品役務等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件について、商品役務等提供利用者の事業の運営に重大な支障を生ずべき変更を一方的に加えること。

(特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等)

第十条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 特定デジタルプラットフォーム提供者は、前項の規定により公表された評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に努めなければならない。

第十一条 〔略〕

(特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等)

第九条 〔同上〕

2～5 〔同上〕

6 特定デジタルプラットフォーム提供者は、前項の規定により公表された評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならない。

第十条 〔同上〕

第十二条〔略〕

(報告及び検査)

第十三条〔略〕

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十一条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十一条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品役務等提供者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4・5〔略〕

(公正取引委員会への措置請求)

第十四条 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下この条及び次条において「私的独占禁止法」という。)第十九条の規定に違反

第十一条〔同上〕

(報告及び検査)

第十二条〔同上〕

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供者利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4・5〔同上〕

(公正取引委員会への措置請求)

第十三条 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の

しているとき、公正取引委員会に対し、私的独占禁止法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

一 当該行為が第九条各号のいずれかに該当する行為であると認められるとき。

二 当該行為が多数の商品役務等提供利用者に対して行われていると認められるとき。

三 当該行為によって商品役務等提供利用者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する重大な事実があると認められるとき。

〔私的独占禁止法の特例〕

第十五条 私的独占禁止法第二十条の六の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が第九条第二号又は第四号に該当する行為を行った特定デジタルプラットフォーム提供者であるときは、私的独占禁止法第二十条の六中「百分の一」とあるのは、「百分の五」とする。

2| 前項に規定する場合において、当該事業者が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（私的独占禁止法第十八条の二第二

規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

〔新設〕

一 当該行為が多数の商品等提供利用者に対して行われていると認められるとき。

二 当該行為によって商品等提供利用者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する重大な事実があると認められるとき。

〔新設〕

項に規定する調査開始日をいう。)から遡り十年以内に私的独占禁止法第二十条の六の規定による命令(第九条第二号又は第四号に係るものに限る。)(当該命令が確定している場合に限る。)を受け、たことがある特定デジタルプラットフォーム提供者(当該命令の日以後において当該違反行為をしていた者に限る。)であるときは、前項の規定にかかわらず、私的独占禁止法第二十条の六中「百分の一」とあるのは、「百分の十」とする。

(適用除外)

第十六条 第四条から前条までの規定は、デジタルプラットフォームに該当する役務の提供のうち、他の法律の規定によって商品役務等提供利用者の利益を保護することができるものと認められるものとして政令で定める役務の提供については、適用しない。

(資料の提出の要求等)

第十七条 経済産業大臣は、第四条第一項の政令又は改正の立案に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者又は商品役務等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 「略」

(適用除外)

第十四条 第四条から前条までの規定は、デジタルプラットフォームに該当する役務の提供のうち、他の法律の規定によって商品等提供利用者の利益を保護することができるものと認められるものとして政令で定める役務の提供については、適用しない。

(資料の提出の要求等)

第十五条 経済産業大臣は、第四条第一項の政令又は改正の立案に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 「同上」

第十八条〔略〕

第三章 雑則

〔削る〕

第十九条〔略〕

（送達すべき書類）

第二十条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の勧告若しくは同条第四項の規定による命令又は第十三条第一項から第三項までの規定による報告の徴収は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 〔略〕

第二十一条〔略〕

第十六条〔同上〕

第三章 雑則

（他の施策との関係）

第十七条 経済産業大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなければならない。

第十八条〔同上〕

（送達すべき書類）

第十九条 第四条第一項の規定による指定、第六条第一項の勧告若しくは同条第四項の規定による命令又は第十二条第一項から第三項までの規定による報告の徴収は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 〔同上〕

第二十条〔同上〕

第二十二條 〔略〕

（電子情報処理組織の使用）

第二十三條 経済産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第二十条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四章 罰則

第二十四條 〔略〕

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

二 第十条第一項の規定による報告書を提出せず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書

第二十一條 〔同上〕

（電子情報処理組織の使用）

第二十二條 経済産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第十九条の規定により書類を送達して行うこととしてしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第二十条において読み替えて準用する民事訴訟法第九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四章 罰則

第二十三條 〔同上〕

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 〔同上〕

二 第九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書

を提出したとき。

三 第十三条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十六条 〔略〕

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第十五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（同項において「施行日」という。）以後に開始された行為について適用する。

2 第十五条の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用する。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後一年以内を目途として、デジタルプラットフォーム提供者の活動に関する実態の調査及びデジタルプラットフォーム提供者と利用者との間の紛争の調停を中立公

を提出したとき。

三 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 〔同上〕

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

正な立場において行う機関の設置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2| 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3| 政府は、委託を受けて被提供者に商品役務等を提供する業務に従事する者の処遇の改善のための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

2| 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。